平成２６年（フ）第２８８２号
大阪府門真市泉町６番21号
債務者　三雲　康弘
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１３号
大阪市平野区瓜破３丁目３番40号　ゆめざくら平野308号
債務者　橋本喜代利
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８号
新潟県柏崎市穂波町４番２号
債務者　村田　正弘
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
三重県度会郡南伊勢町村山1119番地
債務者　中谷　　薫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
三重県度会郡南伊勢町村山1119番地
債務者　中谷　まな
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
三重県志摩市阿児町甲賀2110番地１　シャトー東海Ｃ号
債務者　盛　美恵子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
三重県鳥羽市池上町26番１号
債務者　木村　吉男
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
岐阜県海津市南濃町田鶴398番地12
債務者　西邑　　永
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
高知市十津５丁目２番１号　市住216、申立時の住所高知市潮新町１丁目６番21号
債務者　北村　好子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５８６号
埼玉県桶川市寿２丁目15番29号　ワコーレ桶川402号
債務者　坂巻　一美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１３号
さいたま市見沼区大字大谷1750番地　５―501
債務者　山本　　実
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１４号
さいたま市南区沼影１丁目18番13―207号
債務者　林　　浩子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２８号
埼玉県上尾市大字上565番地３
債務者　柳澤　大介
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４４号
埼玉県志木市本町６丁目５番７号　パトリア志木109号
債務者　湯田　豊典
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４６号
さいたま市岩槻区大字平林寺231番地４
債務者　楠　　康人
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４７号
さいたま市岩槻区大字平林寺231番地４
債務者　楠　　麻友
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５６号
埼玉県蕨市南町３丁目20番４号　第３ヒルズ土井302号
債務者　寺島　圭史
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７９号
埼玉県川口市芝高木１丁目４番42号　第３平田マンション105号、旧住所さいたま市南区大字大谷口5298番地２　コーヤガーデンＢ―103
債務者　常松　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係